「

| | |
|---|---|
| 十五の二　第二条第十六号の二の窓ガラス | 第四十三号改訂版 |
| 十五の三　第二条第十七号の騒音防止装置 | 第四十一号第四改訂版 |
| 十五の四　第二条第十九号の前照灯 | 第九十八号改訂版<br>第百十二号改訂版 |
| 十五の五　第二条第十九号の二の前照灯 | 第百二十三号改訂版 |

」に

改める。

第三号様式中

「

| | |
|---|---|
| 第二条第三号の二の操作装置 | 8以上 |
| 第二条第三号の三のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置 | |
| 第二条第三号の四のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置 | |

」を

「

| | |
|---|---|
| 第二条第三号の二の応急用予備走行装置 | 8以上 |
| 第二条第三号の三のタイヤ空気圧監視装置 | |
| 第二条第三号の四の操作装置 | |
| 第二条第三号の五の操作装置 | |
| 第二条第三号の六のかじ取装置 | |
| 第二条第三号の七のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置 | |
| 第二条第三号の八のフルラップ前面衝突時の乗員保護装置及び感電防止装置 | |

」に、

「

| | |
|---|---|
| 第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置 | |

」を

「

| | |
|---|---|
| 第二条第十六号の乗降口の扉の開放防止装置 | |
| 第二条第十六号の二の窓ガラス | |

」に、

「

| | |
|---|---|
| 第二条第三十二号の後退灯 | 8以上 |
| 第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯 | 5以上 |

」を

「

| | |
|---|---|
| 第二条第三十二号の後退灯 | |
| 第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯 | |

」に

改める。

（道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令の一部改正）

**第三条**　道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「、平成二十七年十二月八日までは」を削る。

附則第四条中「、平成二十七年十二月二十九日までは」を削る。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。